

「令和 8 年度外国につながる子どもの保護者エンパワメント事業委託事業者選定会議」
開催要綱

（目的）

第 1 条 「令和 8 年度外国につながる子どもの保護者エンパワメント事業委託事業者選定会議（以下「会議」という。）」は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして公募型企画競争方式により優先交渉権者を選定するにあたり、有識者による公平かつ適正な審査を行うため開催するものとする。

（聴取事項）

第 2 条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 選定基準等に関すること。
- (2) 企画提案内容の審査及び優先交渉権者の選定に関すること。
- (3) その他、優先交渉権者の選定に関して必要なこと。

（会議の委員）

第 3 条 会議の委員は、外部委員 3 名（学識経験者、民間の委員等）により構成する。

2 委員は中央区長が選任する。

（会議）

第 4 条 会議は、非公開とする。

（座長）

第 5 条 会議の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代行する。

（開催期間）

第 6 条 会議を開催できる期間は、業務委託の契約締結日までとする。

（開催方法）

第 7 条 会議は、本市指定場所またはオンラインで開催する。

2 第 2 条第 1 項第 1 号については、委員からの書面等による意見の聴取をもって会議の開催に代えることができる。

3 第 1 項の場合においては、一部の委員から、会議での意見に代えて書面等による意見

の表明を要望された場合、その意見を当該会議の場で聴取したものとみなすことができる。

（守秘義務等）

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を人に漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

2 委員は、別途定める「関係業者等との対応について」を遵守するものとする。

（庶務）

第 9 条 会議の庶務は、中央区役所市民協働課（市民活動支援・教育担当）において処理する。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、中央区長がこれを定める。

附則

1. この要綱は、令和 7 年 12 月 2 日から施行する。
2. この要綱は、業務委託の契約締結日をもってその効力を失う。